

7 月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jpホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第32号を発行させていただきます。

今年は梅雨が長引き、夏が短くなるようですね。湿気が多くてすっきりとしない日が多くなりますが、体調を崩さないように気をつけましょう。

今月は、6月中に撮影してきた舞洲のゆり園、矢田寺のあじさいの写真を掲載させていただきます。



(写真は、舞洲のゆり園にて撮影しました)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**マイナンバー制度について その4、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**経皮毒について その3**を書いております。皆さんのご参考になれば、うれしく思います。

2 マイナンバー制度について その4

平成28年1月からマイナンバー制度が開始されま

す。税理士、または事業主さんは、従業員さんなどの個人番号を教えていただき、その番号が漏えいしないように管理しないといけなくなります。重要な制度ですので、今月も引き続きマイナンバー制度の内容をご紹介しますことにします。



(写真は、舞洲のゆり園にて撮影しました)

前回まではマイナンバー制度の仕組みについて説明するのが中心でしたが、今回からはそれに加えて実際に事業者においてどのような準備が必要になるのかについてもご説明していきます。

○事業者においてしていただきたいこと

平成28年1月にマイナンバー制度が始まりますが、この制度が始まる前に事業者の方でしていただきたいことがございます。

○**マイナンバーを扱う人をあらかじめ決めておいてください**(給料や社会保険料を扱っている人が適

任だと思えます)。

* 情報管理を厳格に行う必要があるため、限られた方以外が自由にマイナンバーを含んだ書類などを閲覧できないようにするためです。

○ 従業員の皆さんにマイナンバーが今年 10 月に住民票の住所に簡易書留で通知されること、何に使うかなど、基本的なことをお伝えください。

* 住民票の住所に通知されてきますので、従業員さんが現在住んでいる所と住民票の住所が同じなのかどうかを聞いてください。

住民票の住所と違っている場合、住民票を現在住んでいる住所にさせていただくようにお伝えください。

* 従業員等に対して、通知カード等を紛失しないよう管理しておくことを伝えておいてください。

* 従業員本人だけでなく、控除対象配偶者や控除対象扶養親族がいる場合、それらの個人番号も事業者に伝えていただかないといけません。

* クライアント先様には、ご訪問させていただいた際に具体的に何をさせていただくのかをご説明させていただきます。

○ マイナンバーを含む個人情報の保管方法をどうするのか検討しておいてください。

* マイナンバーを扱う人以外からむやみに覗き見されない工夫が必要になってきます。

例えば

・ マイナンバーを取り扱うパソコンを特定し、そのパソコンを取り扱う担当者を限定する。

・ 上記で特定したパソコンを立ち上げる際にユーザー制御（ユーザーアカウント制御）をして誰もが自由にそのパソコンを利用できないようにする。

・ インターネットにつながっているパソコンで管理される場合には、ウイルス対策ソフトの導入・更新、

アクセスパスワードの設定を行うなど。

・ 紙ベースで管理される場合には、鍵付きの棚や引き出しに保管するなど情報漏えいへの対策を実施するなど。

まずしていただきたいことの第一弾として上記の内容をお伝えさせていただきました。



(写真は、矢田寺にて撮影しました)

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

マイナンバー制度関連

日経新聞に「医療費控除 領収書不要に 17年メド マイナンバー活用」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

・ 政府は家族の医療費が一定額を超えた場合に税負担を軽くする医療費控除を使いやすくする。

・ 現在は1年分の領収書を保存、確定申告の際に提出しなければならないが、マイナンバー制度で集積する医療費のデータを使うことで、大半の領収書は出さなくてよくなる。

・ インターネットで手続きする場合でも領収書の内容を入力する必要がなくなる。

・ 現在は領収書の保存の煩わしさや医療機関名や投薬の内容、自己負担額などの入力の手間が面倒で、申告を諦めている人が多いという。

- ・ドラッグストアで購入した市販薬の代金や、通院のためのタクシー代なども医療費控除の対象だが、医療費通知からは漏れるため、これまで通り、領収書の保存と提出が必要。

などと書かれておりました。

*医療費の領収書を確定申告の時期まで保存しておく必要がなくなるのはとても便利になると思います。

あと税理士の立場からしますと確定申告事務にて医療費の領収書データを打ち込む作業に時間がかかっているのが現状のため、その手間が大幅に省けるのでしたら早く実現させていただきたいと思います。



(写真は、矢田寺にて撮影しました)

税制改正関連

日経新聞に「中小企業の税制優遇基準 「資本金1億円」見直し 政府検討」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・政府は税制優遇の対象となる中小企業の基準を見直す検討に入る。
- ・いまは資本金1億円以下の企業が軽減税率などの対象になるが、大きな売り上げや利益を上げる企業が資本金を1億円に抑えて優遇を受けるケースがあるためだ。
- ・資本金に比べて操作しにくい売上高や所得を新たな指標にする案などが出ている。
- ・財務省や総務省、経済産業省など関係省庁は17年度の制度変更を視野に検討に入る。
- ・資本金1億円以下の中小企業には多くの税制優遇が認められている。

- ・本来は体力のない中小企業を守るための制度だが、アイルスオーヤマやジャパネットたかたのように1千億円以上の年間売上高がある企業が資本金を1億円にして優遇を受けることがある。シャープも一時、資本金1億円への減資を検討した。こうした事業規模の大きい企業が優遇を受けにくいようにする。

などと書かれておりました。

*優遇されるべき中小企業のみを対象にするのでしたら、早急に改正すべきでしょう。それによってこれまで税制優遇を受けられていた企業の税金の納付が増えることで、国民への増税が少しでも抑えられるのではないかと思います。

酒税関連

日経新聞に「「極ゼロ」国税に異議 サッポロ、115億円返還要求 「ビール系」対立長期化」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・サッポロビールは、ビール系飲料「極ゼロ」を巡り、自主納付した酒税115億円の返還を求め、国税当局に対して異議申し立てをした。
- ・同社は極ゼロが税率の低い「第三のビールとしての確証を得た」として一旦納付した酒税の返還を1月に求めたが、国税が拒否。
- ・この判断を不服としたサッポロが再度返還を求めたことで、酒税を巡る両者の争いはさらに長期化することになる。
- ・国税当局は異議申し立てを受けると、今回の決定が正しかったかどうか見直しを行い、3カ月以内にサッポロ側に検討結果を通知することになる。
- ・サッポロ側が納得できない場合、弁護士や税理士経験者らで構成する国税不服審判所に審査請求できる。
- ・国税不服審判所は第三者の立場から採決を行い、当局の決定の妥当性について結論を出すことになる。

などと書かれておりました。

*現状の「ビール系飲料の税率」が複雑なのでこのような争いが起こっているので、早急に酒税の見直しをして欲しいと思います。

4 経皮毒について その3

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマ

について毎回書いていくことにしております。

今回は、前回に引き続き「経皮毒」を取り上げてみます。

「経皮毒」が脂肪に溜まるとはどういうことか

前回、「**経皮毒は脂肪に溜まる**」と書かせていただきました。そうなるとう身にどういった影響が出てくるのかをご説明させていただきます。

参考文献には

○**人間の臓器の中で脂肪の多い臓器は、「脳」**で、その60%を脂肪が占めている。

○脳には有害物質や細菌などが脳に行かないようにするための関所があるが、経皮毒はそこをすり抜けて到達してしまう。

○経皮毒が脳をすり抜けて到達してしまうことが原因と思われる症状として

- ・小学生や幼児の学習障害、多動症、自閉症、適応障害
- ・皮膚の炎症やアトピー性皮膚炎、花粉症、気管支喘息などがあげられる。

○もっと恐ろしいのは、子供に受け継がれてしまう「**経世代毒性物質**」でもある。

○**親の毒が子や孫へと世代を超え、しかも濃縮されて受け継がれる。**

などと書かれております。

上記の内容がすべてだとはいいませんが、シャンプーやリンスなどの製品に含まれている化学物質が、人間の身体に悪影響を及ぼしていることを知っていただけたらと思い、ご紹介させていただきました。

とりわけ日本は、製品に利用する化学物質の基準値が緩いので、ご自身または家族の身体を上記の影響から守るためには、国に頼らず、ご自身で日ごろから安全な製品（日用品）を使うように心がけないといけないのではないのでしょうか。

【参考文献】

・監修 医学博士 真弓定夫 「子ども法廷シリーズ② 出口のない毒 経皮毒」 美健ガイド社

5 編集後記

来年1月から開始される「マイナンバー制度」、税理士のセミナーなどに出席して勉強すればするほど、税理士事務所を始め、事業所の事務負担などが結構あることに気づかされております。制度が決まるまで事業所にどれだけの負担が生じるかの話が一切政府から伝わってこなかったですね。

おそらくこの事業所への負担のことを事前に話していたら制度が決まらなかったのではないかと思います。

マイナンバー制度の話はここまで話題を変えさせていただきまして、私が所属している近畿税理士会西淀川支部の支部研修旅行で先月に福井県に行ってきました。その時に撮影した写真を紹介させていただきます。

1枚目は、福井県立恐竜博物館。子供連れで行くのにはいいいのかなと思います。



2枚目は、気比の松原。ゆっくりと散策したかったのですが、時間がなくて写真撮影のみの散策だったのが残念です。



今月も最後までお読みいただきありがとうございました。